

岩手県ダンススポーツ連盟常務理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第30条の規定に基づき、本連盟の常務理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 常務理事会は、必要と認めるとき開催するものとする。

(開催場所)

第3条 常務理事会は、県央地区においてこれを開催する。ただし、都合により他の場所において開催することができるものとする。

(構成)

第4条 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 常務理事会は、必要に応じ議案に係る者を常務理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(招集の請求及び手続)

第5条 構成員は、必要があるときは会長に対し常務理事会の招集を要請することができるものとする。

2 常務理事会を招集するには、各構成員に対し、開催日から起算して7日以前に通知するものとする。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。

(決議の際の除斥)

第6条 常務理事会の決議につき特別な利害関係を有する構成員は、決議に加わることができないものとする。

(決議事項)

第7条 規約第30条第4項第3号に規定する会長が必要と認める事項は、次の通りとする。

- (1) 運営全般の基本的な方向及び計画に関すること。
- (2) 各部及び委員会等の業務に関する基本的な方向及び計画に関すること。
- (3) 各部及び委員会等に関する重要事項の調整に関すること。
- (4) 理事会決議事項以外又は理事会より委任された事項に関すること。
- (5) その他会長の定める事項

(議案手続)

第8条 常務理事会に付議する議案は事務局を経由して当該事項を担当する構成員が提出するものとする。

2 特別な事項及び緊急を要する事項は、事務局を経由せず、その事項を担当する構成員から直接常務理事会議案として提出することができる。

(緊急処置)

第9条 常務理事会付議事項につき緊急に決定を要する場合で、常務理事会開催のいとまがないとき又は常務理事会が開催できない事情があるときは、会長がその決定を行う。

2 前項の場合において、会長に事故あるときは、規約第19条第3項に定めるほか、常務理事会で定めた順序により他の構成員がその決定を行うものとする。

3 前2項の場合は、次の常務理事会において報告するものとする。

(状況報告)

第10条 常務理事会において各構成員は、担当業務の執行状況に関し報告し、併せて意見を交換するものとする。

(欠席の場合の代理出席)

第11条 構成員は、事故のため常務理事会に出席できない場合は、担当業務を補佐する理事に限り代理出席させることができるものとする。

(議事録)

第12条 常務理事会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には議事の経過及びその結果を記載し、事前に定めた2名以上の議事録署名人が署名するものとする。

3 議事録は、会長が5年間保存するものとする。

4 議事録は、理事及び監事全員に配布しなければならない。

(事務局)

第13条 常務理事会の事務手続は事務局の所管とする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。